

持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議 「温室効果ガスの見える化」作業部会 運営要領

持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議運営要領の第4の4の規定に基づき、「温室効果ガスの見える化」作業部会の運営については、次のとおりとする。

第1 趣旨

農林水産省は、2021年5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現等を目指す取組を進めている。持続可能な食料システムを構築するためには、食品企業においては、脱炭素化や持続的な原材料調達など環境配慮経営に取り組み、その取組を可視化し、気候変動対策等への資金循環や持続可能な消費行動を促すことが必要である。

特に昨今、グローバル企業の気候変動対策についての情報開示・評価の国際的イニシアティブ（CDP、RE100、SBT等）の影響力が拡大する中、自社の温室効果ガスの排出削減だけでなく、サプライチェーン全体の削減目標の設定とその達成が求められている。

このような情勢を踏まえ、フードサプライチェーン全体での脱炭素化の実践とその「見える化」を進めるため、関係者が対話し、情報・認識を共有するとともに、具体的な課題の抽出やこれに対するプライベートセクターとしての具体的な行動の検討、必要に応じ政府への政策提案等を行う場として、持続可能な食料生産・消費のための円卓会議「温室効果ガスの見える化」作業部会を設置する。

第2 メンバー

作業部会のメンバーは円卓会議の構成員に関わらず、選定できるものとする。また、会合の議題に応じて、作業部会以外のメンバーをオブザーバーとして出席させることができるものとする。

第3 運営

- 1 作業部会の事務局は、当面の間、円卓会議のメンバーの所属企業・団体の協力を得て、農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室及び大臣官房新事業・食品産業部企画グループが担当する。
- 2 会議において配付された資料は、原則として公表する。ただし、事務局又はメンバーが非公表の扱いを希望する場合には、非公表とする。
- 3 会議終了後、各発言者の確認を経た上で、会議の議事要旨を公表する。なお、自由闊達な議論を行うため、発言者の氏名は非公表とする。

第4 タスクフォースの設置

- 1 作業部会は、作業部会メンバー又は事務局の発議を受け、作業部会の合意により、必要に応じ作業部会の趣旨に沿った課題を集中的に議論するためのタス

クフォースを設置することができる。

- 2 タスクフォースのメンバーは、作業部会メンバーから構成されるものとする。
また、タスクフォース以外のメンバーをオブザーバーとして出席させることができるものとする。
- 3 設置されたタスクフォースの目的や運営等については、各タスクフォースの設置要領を作成し、作業部会の合意を得ることとする。
- 4 タスクフォースは、定期的に、作業部会に作業の状況や成果について報告する。

第5 報告

作業部会は、定期的に、円卓会議に作業の状況や成果について報告する。

第6 その他

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が作業部会のメンバーに諮って定める。